

規制改革会議 地域活性化TF

議事概要

1. 日 時：平成20年9月10日（水） 13：15～14：15
2. 場 所：永田町合同庁舎2階 中会議室
3. 議 題：総務省ヒアリング

「補助金等財産処分に関する対応について」

4. 出席者：【規制改革会議】

米田主査

【総務省】

大臣官房会計課 企画官 廣田裕一郎

大臣官房会計課 課長補佐 大久保 茂

事務局 それでは、早速始めさせていただきたいと思います。

本日のヒアリングの趣旨は、既に御案内させていただいているとおりですが、4月に補助金施設の転用の弾力化に関するガイドラインが補助金適正化中央連絡会議で発出されました。この通知を受けて、各省の対応について、今、順次確認をさせていただいているところです。趣旨に沿った形で正しく運用されているかどうか御説明いただきながら、確認を進めていきたいと思っております。

説明の方は20分から30分で御説明いただければと思います。その後、意見交換という形で進めていきます。

それでは、よろしくお願いたします。

廣田企画官 よろしくお願いたします。

当初、こちらの総務省の関係がヒアリングのトップだと勘違いしておりましたけれども、今、お聞きしましたら、各省庁さんの関係もお聞きになられているということですので、既に御承知のことが多々あるかと思っておりますけれども、簡単に概略から御説明させていただきます。

先ほど事務局からお話がありましたように、補助金適正化中央連絡会議から通知がありまして、今、資料1でお配りされています「補助金等適正化法第二十二条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」という通知が来ております。

趣旨ですが、これはもともと地方分権改革の関係から派生してきた問題だと思います。地方公共団体にある程度権限を移譲するとか、その意思を尊重するとか、そういった形で国庫補助金の関係も整理統合ですとか、あるいは今回あります財産の処分をもう少し簡略化しろといった話からだと思います。

地方公共団体が補助対象財産を処分する場合、これまでは補助金の適正化法の第22条で必ず承認を申請するという形でありましたけれども、今後は下記によってとり行うこととするということでございます。なお、地方公共団体以外のものについても、その趣旨を踏まえて適切に対処すること

ということでございます。

記でございますけれども、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、おおむね 10 年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したとみなすということですので、補助目的を達成したものの財産の処分については、国庫納付を求めないこととするとか、報告制度という簡易な制度を包括承認制に下さいということでございます。

なお、国庫納付を求めないとしておりますけれども、補助目的の達成、補助対象財産、でき上がった財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡ですとか、有償の貸付の場合には、国庫納付を求めること。あるいは必要最小限の条件を付すことはできますとなっております。

今のはおおむね 10 年経過した補助対象財産ですけれども、記の二としましては、10 年経過前であっても、災害による損壊ですとか、補助事業者、地方公共団体等の責に帰さないといった事由がある場合には、財産処分について一と同様に扱うという趣旨の通知が来ました。

これを受けまして、私どもで配付させていただいております資料 2 というものでございますけれども、総務省としましては、各都道府県知事、各政令指定都市、内部部局の長に対しまして、周知徹底する旨、通知をしております。

中身でございますけれども、地域再生法が一部改正になりまして条文がずれましたので、その部分だけ訂正してありますが、中身は変わっておりません。

「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」です。

「第 1 趣旨」は、繰り返しになりますので申し上げますけれども、今後、この承認基準を定めて、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとした。これまではそれぞれの補助金の交付要項ですとか、そういったものでさまざまな定めをしていたものを、先ほどの通知に併せて報告制にするなど、一層の弾力化、明確化、こういったものについてはこういうふうに下さい、総務省としてのある程度統一した基準をつくったというものでございます。

「第 2 承認の手続」は「1 申請手続の原則」でございまして、これまでどおり原則は財産を処分する場合には申請手続を行うことになっております。

間接補助事業者につきましても、補助事業者等に対して申請を行い、その申請を総務大臣に提出する。これは原則でございます。

(注 1) と (注 2) につきましては、財産処分の種類ですとか、一時使用の場合には手続が不要であるということも設けております。

2 ページ目の承認手続の「2 申請手続の特例(包括承認事項)」が、今回の通知に基づくもので、それを反映したものでございます。「2 申請手続の特例(包括承認事項)」としまして、次に掲げる財産処分(以下「包括承認事項」という。)であって別紙様式 2、後ろに様式がございまして、その様式によりまして、総務大臣等への報告があったものについては、上記 1、原則の申請手続に関わらず総務大臣の承認があったものとして取り扱うということにしております。

下の方にありますけれども、当該財産処分に当たっては、用途や譲渡先等について差別的な取り扱いをしないものとする。これも通知に沿った形にしております。

(1) は地方公共団体が財産処分をする場合のことを述べておりまして、地方公共団体が近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、または既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためとの判断の下に行う。地方公共団体がそういった判断の下に行う次の財産処分です。これはあくまでも有償での譲渡、有償貸付は除きます。そういった次の財産処分については、報告でいいということになっております。

次の財産処分といたしますのは、 としまして、経過年数が 10 年以上である施設または設備について行う財産処分。これにつきましては、報告で足りることにしております。

としまして、経過年数が 10 年未満の財産であっても、市町村の合併の特例に関する法律に基づく市町村建設計画または市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるものについては、報告で足りることにしております。

(2) でございますが、これは地方公共団体に関わらず地方公共団体あるいは地方公共団体以外の者について言うておりまして、災害もしくは火災により使用できなくなった施設等、または立地上もしくは構造上危険な状態にある施設の取り壊しまたは廃棄です。これについては、申請手続の特例として報告で足りるとしてございます。

「(注) 地域再生法に基づくみなし承認の場合」とありますが、これは地域再生法で地方公共団体が地域再生計画をつくりまして、それが認定された場合に認定地方公共団体となるんだそうですが、認定される地域再生計画の中に、例えば福祉施設ですとか文教施設を転用するような場合、承認しますと認定された財産については、既に認定されたとみなして手続を要しないということになっております。

これが申請手続、承認の手続でございます。

「第3 国庫納付に関する承認の基準」といいまして、これも地方公共団体が行う財産処分と地方公共団体以外のもが行う財産処分に分かれております。

「1 地方公共団体が行う財産処分」。国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合には国庫納付に関する条件、国庫納付に関する条件といたしますのは、財産処分に係る納付金を国庫に納付する旨の条件をあらかじめ条件を付けるか付けないかという問題なんですけれども、(1) は国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合について定めておりまして、 が道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取り壊し等については、国庫納付に関する条件を付さないことになっております。

「 包括承認事項」といたしますのは、上記「2 申請手続の特例(包括承認事項)」の場合についても、国庫納付に関する条件は付しません。

は、経過年数が 10 年未満であっても、上記にもありましたような市町村合併、地域再生の施策に伴うものとして、総務大臣が適当であると認めたものにつきましては、国庫納付の条件を付しません。ただし、有償譲渡及び有償貸付は除く。これは有償で譲渡したり、有償で貸付をすれば、当然お金が入ってくるわけですので、それに見合う国庫納付は求めますという意味です。

「(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合」は、付さずに承認する場合以外のものという決めになっております。

1枚めくっていただきまして、2は地方公共団体以外の者が行う場合、条件を付すか付さないかということでございまして、地方公共団体以外の者が行う財産処分条件を付さないということでは、としまして、経過年数が10年以上経っているものであって、アは総務省の所管する法令に規定する事業ですとか、総務省所管の補助金等の対象となる事業などに転用する場合、無償貸付する場合には、国庫納付の条件は付しません。

イとしまして、国または地方公共団体、別の地方公共団体から別の地方公共団体でもいいんですけども、そこに無償譲渡、無償貸付をする場合には、国庫納付の条件は付しません。

としまして、10年未満のものであっても、市町村合併、地域再生等の施策に伴うもので、総務大臣が適当であると認めたものについても、国庫納付の条件は付しません。

としまして、前にもありましたけれども、道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情によるやむを得ない場合には、国庫納付の条件は付けません。

は、老朽化による代替施設を整備する場合の取り壊し等です。

は、前のページの包括承認事項のうちの災害等による取り壊し等の場合には、国庫納付の条件は付けませんということでございます。

(2)は条件を付す場合としまして、上記以外の場合です。

(3)は再処分に関する条件。再処分の場合には、また手続が必要だということでございます。

3につきましては、地方公共団体、地方公共団体以外のものすべての補助事業者において共通する事項として「(1)担保に供する処分」についての承認の方法等でございます。

「第4 財産処分納付金の額」は、有償で譲渡する場合または有償で貸付する場合の地方公共団体の場合と、地方公共団体以外の場合の納付金の額の定めをしているものでございます。

こういったことで、総務省としましても、通知に基づいた運用になるように通知をしております。

既に各省庁さんからも同じような条件の承認の話が出ていると思いますので、繰り返しになるところがあったと思います。非常に簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

米田主査 どうもありがとうございます。

それでは、基本的なことについて、また繰り返し聞くこともあるかと思いますが、それも含めて確認しながら、一つひとつ教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

まず幾つか基本的なところから、いただいた資料に沿って御質問したいと思います。

ページが打っていないんですが、5ページ目からいきたくております。申請手続の特例の中の包括承認事項でございますが、まず2の(1)で気になりますのは、最初に「地方公共団体が」の文章から、要は少子高齢化ですとか産業構造の変化等、社会構造の変化に対応するために既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためとの条件の下に行う次の財産処分と書いてあります。

そうすると、これは の財産処分が必ず少子高齢化もしくは産業構造の変化、地域活性化のどれかのための財産処分がなければいけないと読めてしまうんですが、それは本来、趣旨と違うのではないかと。つまり、そこまで書いてあることが限定要因として挙がっているのかどうかを確認させていただきます。

廣田企画官 資料1でお配りしてございます。最初に御説明しました、補助金等適正化中央連絡会議で決定したので通知しますというところの文章をもう一度見ていただければと思います。

米田主査 その文章の記の以下の一でございますが「近年における」と書いてある3行目までは地域活性化を図るため、県でおおむね10年経過した補助対象財産については補助目的を達成したものとみなすと書いてあります。

要するに、ここに書いてあることは、10年以上経った補助対象財産については、大体補助目的を達したものとみなしますということが書いてあるわけで、それを決めたことに対して、環境として近年の少子高齢化だとか地域活性化とかいろんなことをかんがみて、補助財産は10年以上経ったら当初の目的を達したものとみなしますというふうにほかの省は読んでいるんですが、総務省さんは、前文の2行、このための財産の転用でなければ認めないような書きぶりのように見えます。とらえ方が違うのではないかと思います。

廣田企画官 それもあります。効率的に活用した地域活性化を図るためとの判断の下に行う。地方公共団体がそういった判断をするものです。

米田主査 必ずしもここに書いてある文言以外の理由であってもいいのではないかと。

廣田企画官 これまでは全部承認申請が必要でした。それを承認申請が必要であるものとなしにしました。できるだけ10年以上経ったものについては手続を簡素化するという意味で、今、先生がおっしゃった一の1～3行の地方公共団体がそういった施策のためと判断した財産の処分、つまり、転用ですとか取り壊しといったものについては、報告でいいですということです。

米田主査 要するに10年以上経ったものを転用するのは、基本的に報告だけで十分ですということをはほかの省庁は言っているように思いますが、前段として、どうしてこういうことを言うのかというときに、今、少子高齢化もあるし合併もやっているし、既にあるものはいろいろ活用した方がいいのでということであって、財務省から出ている何々のためまでの文章は、それが制限として、要件としてかかっている文章ではなくて、いわゆる時代背景を言っているわけです。

総務省の案文だと、時代背景として、そのための転用でなければいけないというのがまず第一義にあって、その中において10年以上については転用が自由ですと読める。そのところが狭くなっているのではないかとということをお話しているわけです。

事務局 どうですか。ほかの省庁はそうですね。すべての省庁にヒアリングしたわけではございませんが、このための転用でなければいけないという規定をしているのは総務省さんだけだと思います。

私の申し上げていることは、わかりますか。

廣田企画官 わかります。そのためにということで判断したのではなくて、そういったものに即応させるためということですね。

米田主査 時代の背景です。現状の背景が書いてあるためを、制限事項としてとらえているのではないかと。農水省もそのための転用でなければいけないとは書いてなかったですね。

事務局 ここをどのように理解しているかですね。

米田主査 ためとの判断の下に行わなければならないということは、規定されていないと思います。

廣田企画官 各省の承認基準は私どもわからないんですけれども、承認基準をつくる際に中央適正化連絡会議の幹事省庁である財務省、財務当局ですけれども、そこと協議をしつつつくっておりますので、勿論、各省さんと違うところもあるんですけれども、ここの大前提のところは協議をしたものですので、各省さんと同じだとは思っています。

米田主査 これはペンディングにさせていただいて、まず事実関係をこちらの事務局も再確認させていただきます。財務省ともヒアリングをしております、その際にこの時代背景がそのまま転用のための条件になるという見解はいただいていないと私は記憶しておりますので、そこを事務的に確認させていただいてよろしいでしょうか。

廣田企画官 はい。

米田主査 時代背景と10年転用自身にある種の制約がかかるというのは、スタート時点から違うと思っておりますので、今ここですぐにはできないので、次の質問に移らせていただきます。

廣田企画官 わかりました。

米田主査 次は10年未満のものの転用のときに、財務省から出ておりますものについては、地域再生等の施策に伴う財産処分についてはということで、地域再生等という「等」の文字がございますが、それがこの中では、地域再生法に基づくみなし承認の場合というふうに狭くとらまえて書いてあるように読めるのですが、そこはいかがでしょうか。

10年未満のものについて市町村合併の特例がありますね。それから、基本計画に基づいて行われるものがあって、最大があって、もう一つあるのが地域再生等の施策に伴う財産処分ということが財務省の基本方針で挙がっておりますが、こちらの(2)から下にいくと、火災もしくは取り壊すもの、地域再生法に基づくみなし承認の場合にすごく狭くなっているんです。

廣田企画官 このは、10年未満であっても市町村合併等に基づくものについてはと言っております、(注)の方はこちらで言っている地域再生の施策に伴うというよりも、あれなんです。

米田主査 済みません。地域再生等の施策に伴うというのは、ここでいうと何番目に書いてあるんですか。本来であれば(1)ののところ市町村合併と災害による損害と地域再生等が入るのではないんですか。

これは包括承認事項に関わるものということで書いてあるんだとすると、1と同様だからいいんですね。

廣田企画官 総務省の「第3 国庫納付に関する承認の基準」というものがございますけれども、その(1)の市町村合併、地域再生の施策に伴うものとしてというものがございます。

米田主査 地域再生の施策というのは、例えばどういうものだとお考えですか。

例えば財務省見解でいきますと、地域再生等の施策というのは国の地域再生に関わるいろいろな施策ということで、一番端的なのは地域再生計画ですけれども、そのほかでも各省庁が地域再生に伴っているいろいろな施策をとありますが、そういう国の施策に伴うものであればという、国の地域再生に関わる各省の施策に伴うものという読み方を御提示いただいておりますが、それと同じに読んでよろしいのでしょうか。

廣田企画官 それは国の地域再生の施策に伴うものとして、総務大臣が適当であると認めればと

ということですので、申し訳ございません、今、ここで私からきちっと、はい、そうですとは言えませんが、国が行う地域再生になる施策は入ると思います。

米田主査 総務大臣が適当であると個別に認めるものでなければいけないんですが、それについては、方針なんですが、総務省さんとしては、このたびの補助金適正化法というのは地方自治体の方々が既存の設備をこれからいかに生かして使っていくか。また不要になって、維持管理費で自治体の財政の足を引っ張っているものについては、適切な形で処分をするということにおいて、総務省さんの的には自治体の財政健全化にも資する今回の規制緩和は、割と前向きにとらまえておられるのではないかと思いますので、そこはいかがですか。

廣田企画官 それは地方に対する分権といいますか、今、先生もおっしゃいましたし、若干説明させていただきましても、手続がさまざまであるといったものについて、ある程度統一化して、具体化、効率化して地方自治体のためになるような承認とか、基準づくりにしたいということやっております。

米田主査 ということは、この場合、地方再生の施策に伴うもので総務大臣が適当であると個別に判断を認めるという文言で書いてございますが、実態は基本的に幅広く地域再生の施策に伴うものであるというふうに、前向きに認めていこうという姿勢であると解釈してよろしいですか。

廣田企画官 それは地方公共団体の判断を尊重するところでございます。

米田主査 それでは、前向きに、はねようというよりも、なるべく拾おうという形で総務大臣が認めるという方針でしょうか。

廣田企画官 そうですね。総務省としては、地方自治の仕事も当然重要な仕事ですので、そういった前向きな姿勢でいくと思っております。

米田主査 わかりました。恐らく総務省さんとのヒアリングで、いわゆる文言の齟齬でいろいろと確認事項はあっても、基本的な姿勢というのは規制改革会議と同じ方向だと思っておりますので、引き続き、次のページもヒアリングさせていただきたいと思っております。

先ほどもありました包括承認事項の(1)の中は、現実には包括承認事項が書いてあるわけですね。ですから、実際に国庫納付を付さずに承認する場合の10年未満のものは、今、もっと幅広く認めていただくということでお話いただきましたので、そういう解釈でよろしいですね。

廣田企画官 済みません。包括承認事項のどこですか。

米田主査 私は包括承認事項の方に地域再生等の施策に伴う財産処分についても文言が入るべきではないかと思ったのですが、実はそれは包括承認事項ではなくて、総務大臣が適当であると個別に認めるものという要件が付くので、第3の1の方に入ったわけですね。

廣田企画官 2は、あくまでも手続の仕方でございます、申請承認制を報告制にしましょうというものでございます。

米田主査 わかりました。

廣田企画官 第3は、10年以上経過したものについては国庫納付する必要はないのではないかと御指摘がございましたので、そこについて書いてあるものであります。

米田主査 次のページの「2 地方公共団体以外の者が行う財産処分」なんですが、まず基本的

に 10 年以上経った施設に関わる財産処分、総務省の所管する法令に規定する事業または総務省所管の補助金等の対象となる事業については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとするという形に読めますが、なぜ総務省の省内にある種限定した形でこういう文言を書かれているのでしょうか。私の方から見たら、他省庁に転用することも余り大きな差がないように見えます。

廣田企画官 イの方で無償譲渡と無償貸付についてありますけれども、これは国の内部、ほかの省庁でも地方公共団体へ無償譲渡、無償貸付しても、国庫納付の条件を付しませんとなっております。ただ、転用とか交換といった場合には、総務省の所管する事業、補助金の対象にする場合だけ条件を付しませんとなっております。

米田主査 先ほども確認しましたように、なるべく自治体の方々の意向に沿って自由に転用させて、活性化に結び付けたいという総務省の基本姿勢がございますので、例えばそれが文部科学省系列の事業ですとか、厚生労働省の御老人方のための事業などに転用される場合、個別に認めるといっても、前向きになるべく承認してあげようという方で審査するのと、なるべくブロックしようという形で審査するのでは、なるべく前向きに幅広く認めてあげる方針で審査されると考えてよろしいのでしょうか。

廣田企画官 地方公共団体の場合には納付の条件を付さないと相当幅広くしておりますけれども、ここでいう地方公共団体以外のものが行う財産処分といいますのは、質問の中にもございましたけれども、地方公共団体と地方公共団体以外に何か差を設けているのか。これは差を設けているということではなくて、必要最小限の条件を付けているものです。

それはなぜかといいますと、地方公共団体の場合には、地方議会ですとか、いろんな透明性がある手続をとっておられる。必ずしもそれ以外は透明性がないということではございませんけれども、地方公共団体と同じように一律に透明性があるとはなかなか言えないものですから、そこで必要最小限の条件を付するというので、地方公共団体以外の方が財産処分を行う場合の国庫納付の条件を付さない場合として、若干、限定しております。

米田主査 限定が総務省の事業内であればいいという限定になっておりますね。

廣田企画官 交換等の場合は、そうなっています。

米田主査 例えば総務省以外のものを転用したいという申請がくれば、個別に審査されるわけですね。

廣田企画官 10 年以上であって無償譲渡、無償貸付の場合には、国または地方公共団体、総務省以外でも OK としております。

米田主査 そういったものは、総務大臣が個別に認める事業に使用するためにと書いてありますが、総務大臣が個別に認める事業というのは何も最初から限定した形ではなくて、個別の案件が出てきたときに総務大臣が審査して、よかろうということであれば認めますというときに、よかろうという承認がなるべく幅広く転用を認める方向に向かってされるのか、それとも限定的にブロックした形でされるのか、どちらでしょうか。

廣田企画官 ここは総務大臣が個別に認めるということでございますので、今、具体的にどういうものかというのは思いつきませんが、個別に認める事業についても、精神としましては、

地方公共団体、地方公共団体以外であっても前向きに事業を認めるという形が好ましいとは思いますが、具体的なものが今ないものですから、断定的には申し上げることはできません。

米田主査 総務省内であれば自動的にOKだけでも、一歩外れたらもうだめだということではなくて、公益性が担保されていて、客観的に見て適切なものであれば、なるべく広く認めようという趣旨であることはよろしいですね。

廣田企画官 断定的には言えませんけれども、この書きぶりはそういったことも見越して幅広く取れるような書き方にしておりますので、そういうことでよろしいかと思えます。

米田主査 わかりました。

次に再処分に関わることが書いてございますが、例えば地方公共団体以外のものが持っている補助対象財産を一旦地方公共団体に無償譲渡して、それから用途変更をするという場合もあり得ると思うんですが、そのときは地方公共団体が一旦持った段階で、地公体の持っている補助対象財産になりますね。

一度地方公共団体に無償で譲渡して、そこからいろんな変更することを考えたときに、経過年数というものは、地方公共団体が受け取ってから転用するまでの時間になるのか、ここで言う10年とか10年未満とか以上というような時間になるのか、それとも補助対象財産が建てられてからの経過年数が10年ということになるのか。

廣田企画官 これはここに書いてございますけれども、補助目的のために使用した期間と、財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数をみなします。

米田主査 私の想像力が欠如しておりまして申し訳ないんですが、総務省さんが補助金を出されているもので、地公体以外のものが持っていらっしゃる補助対象財産はどんなものがあるんですか。

総務省さんが出されている補助金でつくられた補助対象財産で、まず地公体が持っているものはどんなものがあるんですか。

廣田企画官 さまざまなものがございます。

米田主査 それが頭にイメージとしてないので、具体的に御質問ができないんです。

廣田企画官 例えば過疎地域集落等の整備事業のための補助金ですとか、広域市町村の振興のための事業費の補助ですとか、市町村合併のために補助を出しております。

更には消防関係、防災設備、整備などです。

米田主査 結構幅広くありますね。

廣田企画官 はい。

それから、インフラとか、旧郵政省も一緒に入っていたものですから情報通信の関係もかなり多いです。

米田主査 これで転用したいとか処分したいというものが表れるとしたら、例えば過疎地域の自治体が持っていらっしゃるいろんな施設ですとか、その外郭が持っていらっしゃるものですね。今のものは、余り限定的でなくて結構幅広いですね。

廣田企画官 例えば広域市町村連合をつくるために、こちらの市でつくり上げた財産と一緒に使いますとかそういった転用もございまして、あと、具体的には聞いておりませんが、消防設

備のホースですとかそういったものを、同じ用途ですけれども、違う町内会に転用するとか、そういったこともあり得るかもしれません。

米田主査 市町村合併に伴う特例でいろんな交付金が出たように覚えているんですが、そういうものも入るんですね。

廣田企画官 特例交付金ですか。該当しています。

米田主査 それで建った建物は結構いっぱいありますね。

廣田企画官 それはたくさんあると思います。

米田主査 それで合併すると、必ずしもフルセットで各市が持っている必要がないので、今、余剰になっていて、できれば地域振興のための施設に転用したいというのは、結構ありますね。そうすると、やはり多いですね。わかりました。

それは補助金適化法が弾力運用されれば、いろんな要望が相当出てくると思います。必ずしも総務省内ではないものに対して転用したいという要望は、想像に難くないですね。

廣田企画官 それはあるかもしれません。文科省さんの関係の空き教室があれば、それをほかの用途に使いたいとか、そういうことはあり得ると思います。

米田主査 その地域は合併でちゃんとした公民館ができたので、できれば今までの公民館などを地域の方々がいろんな味噌やらジュースやらをつくって売るのに使いたいとか、営利活動です。地域産業おこしに使いたいような転用が結構今までありまして、そういう要望は実際にきているんですけれども、そういう事例もありますね。そうすると、そういう事例については、判断はあるにせよ、なるべく前向きに認めていこうという方向ですね。

廣田企画官 そうですね。

米田主査 わかりました。

もしいきなりの転用が難しいときには市町村に譲渡して、それから転用するときも、建ててからの合算がいわゆる経過年数になりますということですね。

廣田企画官 はい。

米田主査 わかりました。

次は補助金の仕組みなんですが、国から出た補助金に対する転用が可能なわけですね。運用緩和でございますが、よくいろんな補助対象財産というのは国からの補助金も入れば、県からの補助金も入ってできるものが多いわけですが、それについては大体こういったものは、国の方針を決めれば県もそれにならっていくだろうという形が推定されますか。というのは、国だけで変えられなくても、県もあるわけですね。

廣田企画官 例えば国の補助金を県から市町村、違う自治体にする場合についても、間接補助の場合も直接補助者を経由して出しなさいとしていますので、地方自治体としても、国の趣旨はこういう趣旨なので、もしかなり違うのであれば、自分のところも合わせていこうという形にはなるかと思います。

米田主査 今の話は別に総務省に限った話ではなくて、すべての中央省庁が県を経由して補助金を出すような場合は、例えばそれに補助を合算して出すようなケースはたくさんあるわけですし、

国の方は方針転換したけれども、地方自治体も同じように方針転換してくださいということを促していく必要もあるかと思えます。分権ですけれども、助言していく必要はあると思えます。

今、それを担われることを期待されているのは総務省御自身ではないかと私は考えているものですから、このような御質問をさせていただいております。周知の努力です。周知と、あとは自治体の方々に国としてはこういうことをしているから、自治体の方もなるべくそういうふうにしていただくと、国と地方が出した補助金についても、補助財産の財産処分がスムーズに、容易にできますということになりますので、是非、総務省さんには、周知と地方自治体への助言を頑張っていたきたいと思っております。

廣田企画官 今、直接、地方公共団体から今回の承認基準について意見等は出てきておりませんが、まだ通知をしたばかりですので、いずれ財産処分という形が出てきたときに、そういったことのフォローアップもしたいと思っております。

米田主査 当規制改革会議は私たちのできる範囲でフォローアップも周知も頑張っていきたいと思っておりますので、この場合、総務省さんも御一緒に頑張りましょうという立場になってくると思えますので、是非御一緒に周知とフォローアップをよろしくお願いしたいと思っております。実際に転用しようとか処分しようとか、譲渡しようというときには、やはりいろんな問題が起きてくると思えます。そのときに、ここの会議もフォローしますけれども、是非総務省さんとしても頑張っていたいただければと思っております。

済みません。基本的なことを聞き忘れていたんですが、最初にお伺いするべきだったのですが、まず今日お持ちいただいている資料は、総務大臣から知事さんと市長さんに発出されたものですね。

廣田企画官 はい。

米田主査 これはいわゆる総務省としての方針ということになりますね。

廣田企画官 はい。

米田主査 そうしますと、各部局に補助金の扱う部署がありまして、先ほど少し言いかけられたんですが、今度はその部署から個別にまた通知がいくようになるのでしょうか。その辺の仕組みとこれからのスケジュールについて教えてください。

廣田企画官 各部局に通知しておりますので、各部局から補助金等を執行しているところにそれなりの連絡をするようになっております。

大久保課長補佐 各部局の方に通知をいたしまして、各部局の方からあれです。

米田主査 これは各部局への通知であって、1ページ目の各都道府県知事、各政令指定都市市長殿というのは、どういうことですか。

廣田企画官 これは各都道府県と政令指定都市にこの基準をお示ししております。

米田主査 2枚目が各部局に総務大臣から発出されているということですか。

廣田企画官 そうです。

米田主査 これそのものを知事と市町村に付けておられるということで、これから先は各部局にもいっていて、これに準じて運用規則をつくってくださいということになっているんですね。

廣田企画官 そうです。

米田主査 そうしたら、各部局が大体運用基準をつくって出されるのは、今、こういったスケジュールで進んでおられますか。

廣田企画官 総務省の基本的な承認基準はこれです。これでやってくださいということでございます。

米田主査 それで一応もう終わりですか。

廣田企画官 先ほど申し上げましたいろんな補助金がございますので、統一的な総務省の承認基準でフォローできないような部分、もう少し条件が緩やかであるとか、少し条件を付けるとか、総務大臣が適当と認めるものについての運用ですとか、そういったものは補助金を扱っている原局の方で今後考えていくかもしれません。今のところ、そういう相談はございませんけれども、総務省としてはこの基準で運用してくださいということでございます。

米田主査 このほかにもう一回、必ずしも各部局から通知が出るわけではないんですか。

廣田企画官 これで行いますが、各部局におきましては、先ほどの資料2の3枚目になりますけれども、内部部局等の長は、特段の事情により、必要がある場合にはこの承認基準の特例を当該交付要項、補助金の交付要項で定めることができます。基本的な承認基準はこれでやってくださいということでございます。なおかつ、適切に対応してくださいということです。

米田主査 わかりました。とにかくいろいろ書いてありますけれども、今日ペンディングになっているのは、時代背景と私が読んだ3行が財産処分の必要条件とそちらは書き込まれているという見解の相違がありますので、そこについては、事務局にほかの案件ももう一度確認していただいて、その情報を総務省様にもお渡しし、先ほどから言っておりますように、自治体の方々がなるべく自由に自分たちの責任と判断でやっていただけるような形が望ましいと思っておりますので、もしそれがただの時代背景であるとしたら、一度、発出された書類なんですけれども、こういうときはどうしたらいいんですか。

岩村企画官 今のことについて補足させていただきますと、例えばということなんですけれども、厚生労働省や文部科学省については、地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下行う次の財産処分ということで、包括承認事項のところそういう書き方をしている。

他方、経済産業省なんですけれども、これは少子高齢化、産業社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、地方公共団体が云々となっていて、経済産業省は補助金適正化連絡会議から出されたもの、今日の資料で申しますと、御省からいただいた資料1の記の後の文章をそのまま書いていることになっています。

本日いただいた資料1の御省の包括承認事項というところを拝見いたしますと、文章が地方公共団体がというところで近年におけるとなっていて「対応するため」で一旦「、」が打ってあって「又」というところから「ため」で、また「、」が打ってあるんです。

経産省さんの方はこちらの文章をそのまま使っていて、御省の方は「、」を打つか打たないかというところはあると思うんですけれども、特段そのまま持ってこなかった背景なり、御事情なり、そういうものがどういう経緯でこういうふうになったのかということと、あとは米田先生が御懸念

なさっている、ある意味、限定されてないかというところの解釈です。

そこを後ほど確認させていただければということで、お願いできればと思います。

廣田企画官 かしこまりました。

米田主査 これは案外複雑なのでございます。読み解くのが私のようなものでもなかなか大変なのでございまして、総務省さんとしては、こういうものを広く広めていく方が自治体のためにもなりますもので、できるだけわかりやすい形のものをつくられて、ガイドブックみたいなものを本当はつくって、最初から無理かもしれませんが、少し振興したところで、こんなふう簡単に転用できますということで、是非わかりやすい周知徹底を御要望したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

廣田企画官 かしこまりました。ありがとうございます。

米田主査 ちょっと早いですけれども、以上です。

事務局の方から何かございますか。

事務局 特にありません。

米田主査 それでは、これで終わらせていただきます。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

廣田企画官 どうもありがとうございました。